

預金規定等の改定のお知らせ

当金庫は、金融庁が公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」をふまえて、預金規定等の一部を下記のとおり改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいているお客さまに対しても、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定日

2024年11月1日（金）

2. 改定する預金規定

名 称	
普通預金規定	当座勘定規定（一般当座用）
普通預金規定（無利息型）	当座勘定規定（個人当座用）
納税準備預金規定	当座勘定規定（専用約束手形口用）
貯蓄預金規定	通知預金規定
総合口座取引規定	外貨普通預金規定
総合口座取引規定（普通預金無利息型）	

3. 主な改定内容

「取引の制限等」の条項を一部変更・新設

普通預金規定（普通預金無利息型含む）（抜粋掲載）

【取引の制限等】条項の一部変更
<p>12.（取引の制限等）</p> <p>（1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。</p> <p>（2）1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。</p> <p>（3）第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。</p>

- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。
- (6) 当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過した場合、当金庫の判断により、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限すること、または預金者に通知することにより、預金口座を解約することができるものとします。なお、この制限または解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この制限または解約により当金庫に損害が生じたときは、当該預金者は、その損害額を支払うものとします。

※改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

○ご不明な点等がございましたら、窓口へお問い合わせください。

令和6年8月